

2018年12月

お客さま各位

外国送金取引の事前確認に関するお願い

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性がますます高まり日本および国際社会が取り組むべき課題となっております。

こうした中、当行では、対策を適切に実施するため、外国送金取引について以下のとおり事前確認を実施しております。

お客さまにはお手数をお掛けいたしますが、ご理解とご協力の程、お願い申し上げます。

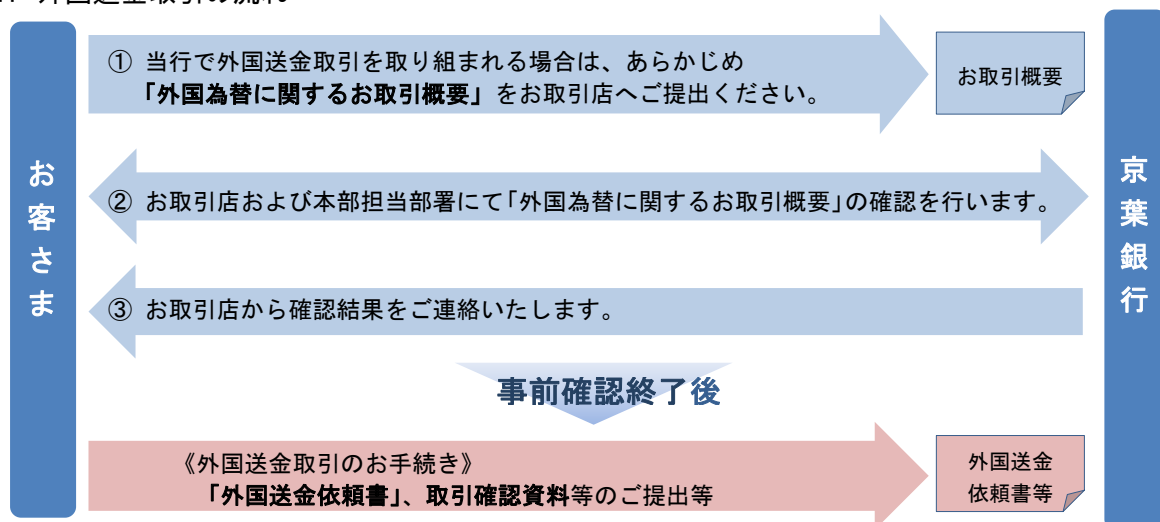
記

1. 事前確認の対象となる外国送金取引

- (1) 外国に送金するお取引
- (2) 外国からの送金を受け取るお取引

※国内の外貨建て、または、非居住者を相手方とする外国送金取引を含みます。

2. 外国送金取引の流れ



次回以降、内容に変更がない場合は「外国為替に関するお取引概要」のご提出は不要です。

お客さまへのお願い

- 事前確認には時間がかかります。数日を要したり、複数回のご来店をお願いする場合がありますので、外国送金取引をご予定の場合は、お早めにお取引店へご相談ください。
- 「外国為替に関するお取引概要」には、お客さまのご事業の内容や、外国送金取引の目的、先方お取引先、所在国など外国送金取引の内容をご記入いただきます。
- ご記入いただいた内容のご説明や、内容を確認できる資料等のご提出をお願いいたします。
- 事前確認の結果、お手続きをお断りする場合があります。
- 既に外国送金取引をいただいているお客さまにも、「外国為替に関するお取引概要」のご提出をお願いいたします。
- 外国送金取引のお手続き時には、あらためて、お取引内容についてのご説明や、確認資料等のご提出をお願いいたします。
- 事前確認が終了している場合でも、外国送金取引のお手続きに時間を要する場合があります。また、お手続きをお断りする場合があります。

以上